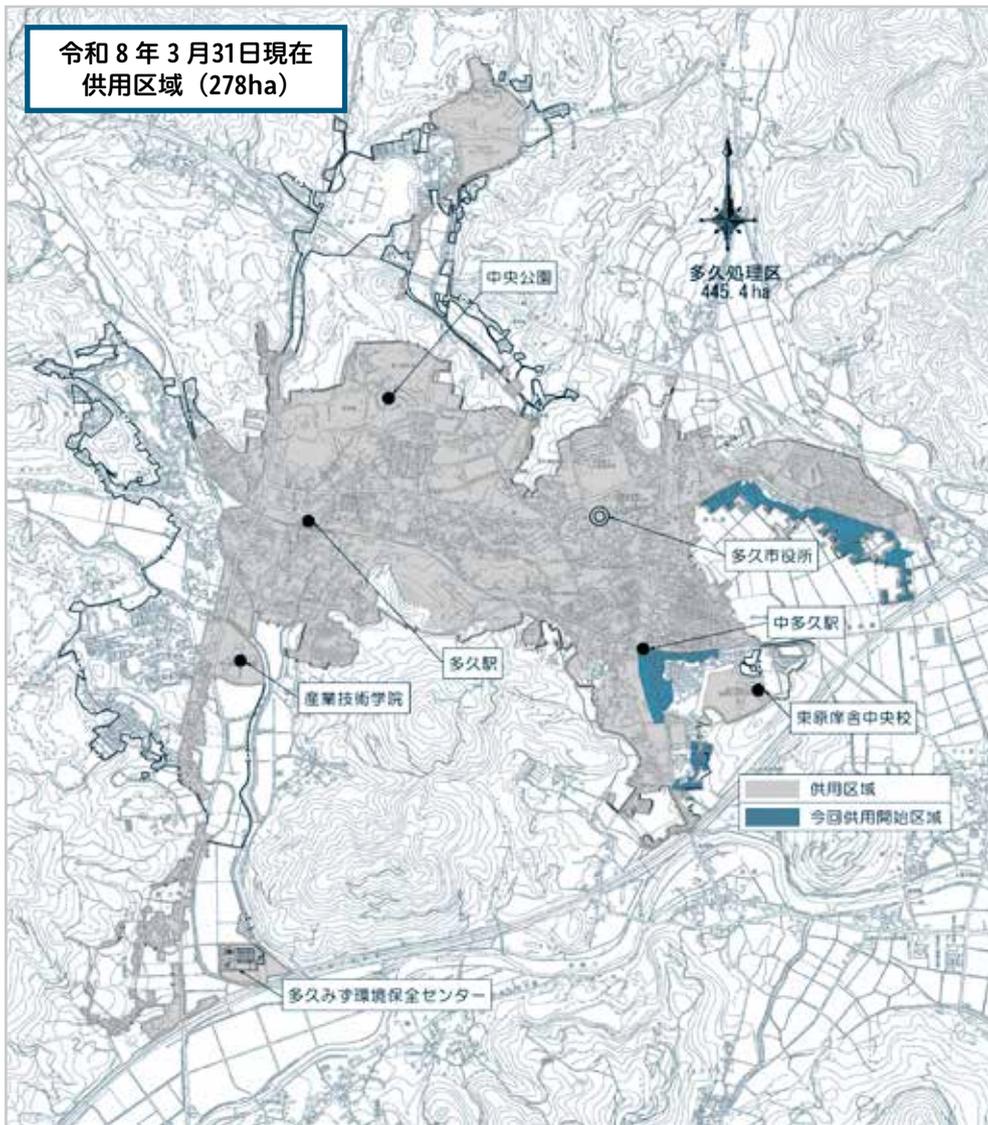




令和8年3月31日現在  
供用区域 (278ha)



- 供用区域**
- 北多久町 砂原、筋原、高木川内、浦山、山犬原、自由ヶ丘、中山、中の原、多久原、両の原、中多久一区、中多久二区、前田の各一部区域
  - 多久町 撰分、宮ノ浦、明治佐賀の各一部区域
  - 南多久町 泉町、長尾の各一部区域

## 下水道の供用区域をお知らせします

問 環境課 上下水道係 ☎0952-75-2179



快適な生活環境と河川・水路などの水質保全を  
めざして、公共下水道事業の整備を進めています。  
供用区域では、公共下水道が使用できますので、

当該区域のみなさんは、公共下水道への接続を  
願います。くわしくは環境課上下水道係まで  
問い合わせください。

## 合併浄化槽の設置に補助金を交付します

問 環境課 上下水道係 ☎0952-75-2179



多久市では、住宅などに合併浄化槽を設置しようとする  
場合、予算の範囲内で補助金を交付しています（公共下水道事  
業認可区域および農業集落排水処理区域を除く）。

令和8年度は、単独浄化槽や汲み取り槽から転換する場  
合の補助を増額しています。

### ■合併浄化槽設置費補助

人槽区分	国基準補助額	市補助増額分	合計補助限度額
5人槽	332,000円	100,000円	432,000円
7人槽	414,000円		514,000円
10人槽以上	548,000円		648,000円

### ■単独浄化槽または汲み取り槽から転換する場合の補助（令和8年度より増額）

区分	補助限度額
宅内配管工事費	330,000円
単独浄化槽撤去費	150,000円
汲み取り槽撤去費	120,000円

例) 単独浄化槽から5人槽の合併浄化槽へ転換する場合  
設置費補助……………432,000円  
+  
宅内配管工事費補助……330,000円  
+  
単独浄化槽撤去費補助…150,000円

合計補助額…912,000円

※それぞれの費用が補助限度額に満たない場合は、実際に掛かった  
費用から1,000円未満を切り捨てた額が補助額となります

補助を受けるためには条件があります。くわしくは多久市  
ホームページをご覧ください。環境課上下水道係まで問  
合わせください。